

仕 様 書

戸田ボートレース企業団
総務部 財務課 施設担当

- 1 工事件名 舞台照明LED化改修工事
- 2 工事場所 埼玉県戸田市戸田公園8番22号 ボートレース戸田
- 3 契約工期 契約締結日から令和7年3月6日まで

4 用 語

本仕様書で使用する用語の定義は以下に示すとおりである。

(1) 開催日

ボートレース戸田が営業している日、年間249日(内デイ、ナイターの場外発売を含む。)

(2) 前検日

ボートレース戸田が営業する節(場外開催を除く)の前日

(3) 場外発売

本場開催と異なり、競走水面でレースを行わず、他場の競走を中継発売すること。原則、工事に係る取り扱いは本場開催と同様とする。

5 工事概要

本仕様書は、舞台照明LED化改修工事に適用する。本工事は本仕様書、設計図面、設計内訳書等に基づき、工事請負契約書に規定する監督員の指示に従って完全に施工しなければならない。

設計図面、設計内訳書及び現場説明事項(以下「設計図書」という。)についての疑義は、入札前に質疑応答を行い、入札後は設計図書についての解釈の相違、その他の理由による異議申し立ては一切認めない。

6 貸与図書

- (1) 仕様書(本書) (2) 積算書 (3) 図面(特記仕様書含む) (4) 開催日程表

7 法令及び条例の適用

本工事は工事請負契約書及び当企業団の契約規程、その他労働基準法、建築基準法及び同法施行令、消防法、モーターボート競走法、興行場法、ビル管法、リサイクル法、職業安定法などの関係法令に従い履行しなければならない。

8 適用規格

各機器は設計図書に適合するほか、明記無き事項については下記の規格に準拠して施工しなければならない。

- (1) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
 - ア 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)最新版
 - イ 公共建築設備工事標準図
- (2) 劇場等演出空間電気設備指針：(社)電気設備学会／(社)劇場演出空間技術協会

9 着工届、工程表の提出

受注者は本工事契約締結後、14日以内に着工届、工程表を提出し、速やかに着手しなければならない。

10 現場代理人、主任技術者

- (1) 受注者は、契約後直ちに現場代理人、主任技術者を決定し、監督員の承諾を得ること。
また、工事現場に現場代理人を常駐させ、監督取締、工程管理、安全管理、施工管理を行うものとする。
- (2) 現場代理人は、主任技術者を兼ねることが出来る。

11 所轄官公庁等その他必要な手続き

本工事遂行上で関係官公庁等への申請書類、手続き等が必要となった場合、その手続き及び費用は、受注者の負担にて遅滞なく行うものとする。

12 工事施工

- (1) 工事施工に際し、工程表、施工計画書及び施工図を作成し、監督員の承諾を得ること。
- (2) 上記に加え、速やかに施工体制表を作成し、下請業者を使用する場合は監督員の承諾を得ること。
- (3) また、レース開催に支障をきたす作業については、本場レースの非開催日に施工すること。
- (4) 工事は全て設計図書に示された機能を完全に発揮できるよう施工し、設計図書に明記のない場合でも、機能を満足するために当然必要と認められるものについては誠実に施工すること。
- (5) 工事の進捗、労働者の就業、機器の検査等の状況を示す報告書を定期的に監督員まで提出すること。
- (6) 工事現場は、常に整理整頓を心がけ、内外の清掃及び後片付けを実施すること。
- (7) 受注者は施工日毎に工事日報を作成し、発注者の求めに応じ提出できるように

保管すること。

- (8) 工事施工期間は、工事場所（イベントホール）は閉鎖しないため、工事用足場は設置できない。キャットウォーク・天井裏（点検通路あり）での作業を想定しているが、その際に客席・通路等の人滞りする箇所への落下物が無いよう十分な対策を講じること。

1.3 作業日、作業時間

工事の作業は、レース開催中（場外開催・前検日を含む）は、レース開催に支障があると監督員が認めるもの及び、騒音や振動・臭気を生じる作業は、原則として実施しないこと。

ただし、緊急を要する場合、また営業終了後等の作業で監督員の承諾を得た場合は、この限りでない。

1.4 災害防止

工事施工に伴い、労働者・第三者の安全、災害防止は常に遺漏のないように処置すること。

また、労働基準法による労働安全衛生規則に違反してはならない。

1.5 現場の写真撮影

- (1) 工事の記録として、工事施工の全体及び細部について記録写真を撮影すること。
- (2) 撮影は、工程の順序に従って資材搬入（監督員による員数検査）、施工の前後及び作業中の状態を記録すること。
- (3) 工事完了後は本工事用のアルバムに整理し、撮影年月日、撮影箇所、工程などの説明を加え提出すること。

1.6 軽微な変更

現場の状況により軽微な変更の必要がある時は、その工事に支障のない範囲内で、かつ他の工作物に支障を及ぼさない場合に限り、監督員の承諾を受けて機器及び配管の取付位置、方法等の変更を行うことができる。ただしこの場合、請負金額を増減しないものとする。

1.7 他工事との関連

工事施工にあたり他工事との同時施工がある場合、工事全体を熟知し、工程表に従って監督員と十分な打合せを行うこと。併せて他工事の受注者との連絡を密にし、協議の上、工事進捗に支障のないよう施工し、全体工事の完成に協力しなければならない。

また、将来機能上の欠陥を生じないよう十分注意しなければならない。

1.8 建物など損壊部補修

- (1) 本工事施工の際、建物・設備その他を損傷しないよう十分注意すること。
- (2) 万一損傷した場合は、監督員の指示に従い、同一材料を持って速やかに受注者の負担にて復元すること。なお、工事起因の損害は受注者の負担とする。

1.9 特記事項

以下について、本工事における指示事項とする。

- (1) 本工事はレース開催中の施工となり、レースへの支障があった場合は、多額の損害が発生する可能性がある為、レースへは絶対に影響を及ぼさないように努めること。
- (2) 受注者の責によりレース開催に支障をきたした場合は、戸田ボートレース企業団建設工事契約約款のとおり、受注者の補償となる為、十分な保険等を付すること。
- (3) レースの開催日程は3カ月ごとに正式決定されることから、工事工程には十分にレース日程を考慮し、都度検討、報告をすること。
上記以外にも作業内容によっては工事規制がありうるため、打合せの上、施工にあたること。
- (4) 工事にあたって、レース開催・投票・映像設備等の重要配管・配線の断線や不具合が生じないよう、十分に調査を行い、細心の注意をもって施工を行うこと。
- (5) 本工事以外に、施設内の各種保守管理業務、清掃業務、各種イベント、物品搬入などが実施される際、この工程や調整に協力すること。
- (6) 工事完成までに諸官庁等への提出書類が必要となった場合、手続き及びそれに係わる費用の一切は受注者の負担とする。また、必要に応じ監督員や監理者の補助・協力を行うこと。
- (7) 搬出入は綿密に計画を行い、監督員に報告すること。また必要に応じ道路管理者・所轄警察署と十分に協議の上、道路使用・道路占用等の許可を得ること。これらの申請費用は工事費に含むものとし、協議結果に伴う工事費の増額は認めない。
- (8) 近隣住民等から本工事に関する苦情や要望等があった場合は、速やかに監督員及び監理者へ報告し、必要に応じて会議等を開催し対策を協議すること。
- (9) 工事中も本場は開催するため、お客様や第三者への安全に十分に配慮した仮設計画や施工計画を行うこと。資材の搬出入、作業員の入退場、施錠管理についても十分に監督員と調整を行うこと。
- (10) 隣接するTBSラジオ送信所の電波障害を受ける恐れがある作業がある場合、停波時に作業を行う等対策に必要な措置を講ずること。(例：クレーン作業等)
- (11) 設計図書等の優先順位は以下のとおりとする。

ア 質疑回答書

- イ 本仕様書
 - ウ 特記仕様書
 - エ 設計図書
 - オ 建築工事標準仕様書(国交省官房官庁営繕部制定最新版)
 - カ JIS その他公共規格
- (12) 設計図書に記載のあるもの及び発注者の要求する機能を発揮するための工事は、すべて本工事に含まれる。十分に現地調査を行い見積洩れのないようにすること。
- また、設計内訳書は工事項目および数量を記載しているが、あくまでも参考とし、設計図書や質疑回答書等を優先とすること。
- 設計内訳書と設計図書に不整合がある場合は、設計図書を優先とする。
- (13) 質疑回答や設計図書に記載のない場合でも、工事施工上当然に必要とされる項目については本工事に含む。 例：設備機器の開口補強、解体部の復旧等
- (14) 本工事請負金額において、工事契約締結後の物価変動スライドは認めない。追加変更工事が発生した場合の単価は、原契約単価によるものとする。
- (15) 設計図等に記載の機器はメーカー等からの参考であり、要求機能を満足する物を選定すること。
- (16) 本工事契約締結後、受注者は速やかに使用機器、メーカーを選定し、発注者に機能説明を行い承諾を受け、工期に余裕を持ち発注しなければならない。
- また、調達期間の変更に伴う工事費の増額は認めない。
- (17) 既存のシステムや、別のシステムの改修工事との連携は誠意をもって対応すること。
- (18) 見積内訳明細書は、設計内訳書の大内訳項目に倣い作成すること。
- ※数量明細に一式という表現の計上はなるべく避けること。
- (別紙にて詳細が記載されている場合を除く)
- (19) 設計図書等で確認できない既存部分の取り合い等は、十分に調査を行うこと。本工事の特性上、基本的には現況を優先とし、それに伴う微細な変更は本工事に含める。なお、変更を要する場合は遅滞なく監督員へ報告すること。
- (20) 処分するものについては、十分監督員と確認を行い、関係法令を遵守して適正な処分を実施すること。また、移動が必要なものについては発注者に協力すること。
- (21) 作業員の通勤車両、作業車両の駐車場は、事前協議の上、周辺駐車場を無償にて貸与可能とする。
- (22) 施工図、竣工図、完成図書、取扱説明書、保証書や工事監理上の書類及び写真等は、受注者にて作成、提出すること。
- (23) 入札期間中の設計図書のコピーや第二原図等の作成は禁止とする。
- (24) 契約後速やかに、監督員へ設計図を作成し、提出すること。

- (25) 工事中は作業員名簿を提出すること。また作業員は腕章、名札等により、工事名称、業者名(元請/下請)、名前を明示させ、工事関係車両には通行証等を外部から見える位置に携帯させること。
- (26) 工事出入口の他、監督員が必要と認めた場所へガードマンを配置すること。
- (27) 工事中の入退場・施錠・機械警備等の管理については事前に監督員と協議確認を行うこと。
- (28) 竣工時は施工範囲及び工事により影響のある範囲全てにおいてクリーニングを行うこと。
- (29) 竣工時は受注者の負担により発注者、運用業者に十分な取り扱い説明を行うこと。
- (30) 機器の初期不良等により、機器、部材が不足したことによる請負金額の増減、工期の延長は認めない。納期拡大の影響を十分考慮し計画を行うものとする。
- (31) 竣工時は竣工届・検査願いを提出し、検査職員の検査に合格しなければならない。

20 完成図書

工事完成時には、工事竣工届及び本工事に関する全ての完成図書、メーカーによる試験成績書、竣工図、竣工写真及び取扱説明書を発注者へ提出する。

完成図は施工工事の内容を正確に記録保存し、施工設備の保全・改修に資することを持ってその目的とする。

完成図は完成時における工事の状況を平面図、詳細図及び仕様書等によって示したものとする。

21 提出書類

受注者は、次にあげる関係書類を指定期日以内に監督員へ提出しなければならない。
なお、製作施工に当たっては、企業団の承諾後に着手するものとする。

- (1) 見積内訳明細書(契約時) 1部
- (2) 着工届(契約後14日以内) 1部
- (3) 工程表(契約後14日以内) 1部
- (4) 現場代理人及び主任技術者届(契約後14日以内) 1部
- (5) 契約書の製本(契約後遅滞なく) 2部
- (6) 設計図の製本(契約後遅滞なく) 2部
- (7) 竣工届・検査願い 1部
- (8) 工事写真及び完成図書(発注者の定める日)
 - ア 電子データCD-ROM(JWW・DXF・PDF・JPG) 2部
 - イ 製本(A1×2冊・A3×2冊)

2.2 保証期間

本工事完了後、受注者の製作あるいは施工上の責任と判定される故障、または性能、機能上の不備、欠陥の瑕疵担保期間は10年とし、これ以外の場合は2年とする。これに掛かる費用は受注者の負担として、修理または交換を発注者の定める期間に完了すること。